

事務連絡
令和4年8月9日

各県立学校長様

教職員人事課長
体育保健課長

児童生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

新型コロナウイルス感染者急増への対策として、医療を必要とする重症化リスクの高い方が、適切な医療サービスを受けられるようするため、令和4年8月5日から、症状が軽く、重症化リスクが低い場合は、抗原検査キットで自己検査を行い、陽性であった場合には、自主療養登録センターに登録する自主療養制度が開始されました（神戸市在住者は対象外）。

児童生徒及び教職員においても、症状に応じてこの自主療養制度を積極的に活用するよう周知願います。

（参考）兵庫県関係HP

[兵庫県／抗原検査キットの送付及び自主療養制度の開始について \(hyogo.lg.jp\)](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/corona/kithaihujisyuryouyou.html)
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/corona/kithaihujisyuryouyou.html>



※神戸市在住者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応については、次の関係HPをご覧下さい。

[神戸市：陽性者の方へ \(kobe.lg.jp\)](https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/covid19positive.html)
<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/covid19positive.html>



<本件問合せ先>

教職員人事課人事班（県立学校担当）

（078-362-3750）

体育保健課保健安全・食育班（保健安全担当）

（078-362-3789）

事務連絡
令和4年8月9日

各市町組合教育長様

兵庫県教育委員会事務局
教職員人事課長
体育保健課長

児童生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の
対応について

標記のことについて、別添写しのとおり、各県立学校長あて通知しましたの
でお知らせします。

<本件問合せ先>
教職員人事課人事班（市町立学校担当）
(078-362-3751)
体育保健課保健安全・食育班（保健安全担当）
(078-362-3789)



事務連絡
令和4年8月9日

各県立学校長様

教職員人事課長
体育保健課長

児童生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

新型コロナウイルス感染者急増への対策として、医療を必要とする重症化リスクの高い方が、適切な医療サービスを受けられるようするため、令和4年8月5日から、症状が軽く、重症化リスクが低い場合は、抗原検査キットで自己検査を行い、陽性であった場合には、自主療養登録センターに登録する自主療養制度が開始されました（神戸市在住者は対象外）。

児童生徒及び教職員においても、症状に応じてこの自主療養制度を積極的に活用するよう周知願います。

（参考）兵庫県関係HP

[兵庫県／抗原検査キットの送付及び自主療養制度の開始について \(hyogo.lg.jp\)](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/corona/kithaihujisyuryouyou.html)
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/corona/kithaihujisyuryouyou.html>



※神戸市在住者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応については、次の関係HPをご覧下さい。

[神戸市：陽性者の方へ \(kobe.lg.jp\)](https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/covid19positive.html)
<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/covid19positive.html>



<本件問合せ先>

教職員人事課人事班（県立学校担当）

（078-362-3750）

体育保健課保健安全・食育班（保健安全担当）

（078-362-3789）

事務連絡
令和4年8月9日

各教育事務所長様

教職員人事課長
体育保健課長

児童生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の
対応について

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長あて送付しましたのでお
知らせします。

なお、市町組合教育委員会には、本課から直接送付していることを申し添え
ます。

医療逼迫を回避するため、軽症者等には自宅療養を基本に症状に応じた療養を実施しているところですが、県内で約7万人を超えるなど自宅療養者が多くなっています。

今後も感染者の増加が見込まれる中、医療を必要とする有症状の方が適切な医療サービスを受けられるなど、誰もが安心、安全に療養できる体制づくりを構築するため、以下の協力をお願いします。

自己検査等で陽性の場合は、自主療養登録センターへの登録を！

感染者の急増に伴い多くの有症状者が発熱等診療・検査医療機関を受診しています。

県では、医療を必要とする有症状の方が適切な医療サービスを受けられるよう、症状が軽く重症化リスクの低い方（原則、60歳未満で基礎疾患がない方）に、医療機関を受診する前に自己検査ができるよう、希望者に対して「抗原検査キット」を配布します。

自己検査等で陽性となった場合は、県が今後設置する自主療養登録センターへ登録いただき、自主療養をお願いします。なお、センターでは申請に基づき、自主療養証明発行などの支援も行います。

もしもの際に備えて、予め食料や常備薬などの備蓄を！

感染するなどもしもの際に備えて、療養期間となる10日間程度の食料品や日用品、常備薬などが不足し困らないように、必要なものを確認し、事前の準備をお願いします。

陽性の方で自宅療養時の病状悪化やその他ご相談は、自宅療養者等相談支援センター等に相談してください。

陰性確認だけなどの安易な受診は控えよう！

無症状の方で陰性確認のためなど、検査を受けることを目的とした受診は、医療逼迫を招くため、控えていただき、無料検査場での検査をお願いします。

症状があつて受診を迷う場合や不安がある方は、「健康相談コールセンター」等の各種相談センターに相談をしてください。相談の上、受診が必要な場合は、発熱等診療・検査医療機関に事前に電話の上、受診をお願いします。

また、軽症者の希望者には「抗原検査キット」を県等が配布します。自己検査等で陽性となった場合は、自主療養登録センターへの登録をお願いします。

県民・事業者等は、各種証明発行手続きの負担軽減にご協力を！

医療機関や保健所は、主に重症・中等症患者や重症化リスクが高い方などの対応業務を行っており、感染急拡大の影響により、保健所等での療養証明書発行まで時間がかかることがあります。

感染者が急拡大している当面の間、医療保険金受給のための罹患証明書の発行依頼は可能な範囲でしばらくお待ちいただくとともに、勤務再開などの各種証明依頼は控えていただくようお願いします。電子版療養証明書を「My HER-SYS」により発行できますので、お急ぎの方は、My HER-SYSによる電子療養証明書の活用もご検討ください。

また、新型コロナウイルス感染症患者は、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるため、療養終了後の勤務等の再開にあたって陰性証明を提出する必要はありませんので、事業者等におかれでは、勤務の再開や欠勤等の際に各種証明書の提出を求めないようお願いします。

[参考：新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抜粋）]

- 配布された抗原検査キットで陽性となった場合は、県が今後設置する自主療養登録センターに登録するよう依頼する。
- 感染するなどもしもの際に備えて、療養期間となる10日間程度の食料品や日用品、常備薬などが不足し困らないように、必要なものを確認し、事前に準備するよう要請※する。
- 医療逼迫を回避するため、無症状の方で陰性確認のためなど、検査を受けることを目的とした受診を控えるよう要請※する。
- 保健所や医療機関のひつ迫を回避し、医療が必要な方に迅速・適切に対応することができるよう、勤務や通学等の再開にあたって療養証明書や罹患証明書・陰性証明書等の発行依頼を控えるか、「My HER-SYS」にて電子療養証明書を発行するよう要請※する。
- [(例) 事業者に対する要請の場合]

保健所や医療機関のひつ迫を回避し、医療が必要な方に迅速・適切に対応することができるよう、欠勤等の際に従業員等に療養証明書や罹患証明書・陰性証明書等の提出を求めないよう要請※する。

※ 要請：新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請